

市議会だより

事務用品などを特別会計でまとめて買うことなどがきまる

2月15日からひらかれた2月臨時市議会は、22日31件の議案を審可議決して8日間にわたる会期をおわりました。

このたびは、地方自治法の大幅改正により、これに関連した条例を改正したりあらたに制定したことと、昭和37年度の決算が認められたことでそのおもなものは次のとおりです。

◇用品特別会計をもうけること

市役所で使う事務用品などを集中購買して事務能率を向上させるため、用品の購買を特別会計で経理すること。

◇市役所の課の一部がかわること

法律の改正により、市長権限に属する事務と収入役の権限に属する事務が明確にされたため、収入役室から徴収係を分離し徴収課にしたことと、行政事務を能率的に処理するため、企画室、税務課、市民相談室を新設し、また、民生課の名称を厚生課に改めたこと。

これで、従来の9課1室が11課3室にふえましたが、係の変更については、別の機会に広報でお知らせします。

◇片山財産区所有の土地を商業高校へ売る契約を結ぶこと

昨年7月の議会できめられた片山財産区所有の土地（原野4反905歩、山林1反205歩）を、商業高校拡張用地として92万円で売る契約を結ぶこと。

法律で保障された権利が
おかされたときは

人権よう護委員へ

公務員の職権らん用、労働者の不当解雇、借家人追出しの強制圧迫、思想・信教・言論・学問の自由がおかされたときは、次の人権よう護委員へお気軽にご相談ください。無料で相談に応じます。
大館の人権擁護委員は次の方たちです。

佐々木茂見（長木赤沢）
高清水直子（餅田）
越姓 玄恵（赤石）
工藤秋之助（松木）

市役所へおいでの方は

案内所（玄関左側）をご利用ください

陳情・苦情・相談は

市民相談所へ

市役所の電話番号は

2100番です

◇災害見舞金支給条例をもうけること

災害救助法の適用を受けない者について支給してきた罹災救助金について、法律の改正により、災害見舞金支給条例をもうけて支給するようにしたこと。

これにより、住家の全焼、全壊、流失により被害を受けた世帯に対して支給してきた、冬期間（10月～3月）の
 1世帯 4,000円以内
 1犬増すごとに 500円以内
 1世帯 4,000円以内
 1人増すごとに 700円以内
 増額されました。

◇大滝簡易水道事業に地方公営企業法を適用させること

法律の改正により、簡易水道事業も地方公営企業法の適用を受けることができるようになったので、これを適用させ、事業の円滑な運営をはかるもの。

◇市有財産の交換等をする場合の条件を条例でさだめること

法律の改正により、市有財産を交換したり譲渡、貸し付けることができる場合は、議会の議決または条例の定めがなければできないように法律で定められたため、条例をもうけたこと。

◇議会できめなければならない契約や財産の取得、処分について、条例で定めること

法律の改正により、議会できめなければならない重要な契約や財産の取得処分について、その種類と金額を条例で定めなければならなくなつたのでこれを定めたこと。これにより、議会へはからなければならないことは

○工事または製造の請負契約は

予定価格3,000万円以上

○不動産や動産の買入れまたは売払い
予定価格2,000万円以上
(土地の場合は、1件5,000平方メートル以上のものだけ)

◇監査委員についての条例をもうけること

法律の改正により、監査委員を必ず置かなければならなくなつたので、監査委員の定数を2人にすることと、監査事務局を設置することを条例で定めたこと。

◇市職員の給与を改正すること

国家公務員の給与が改正されたことにより、市職員の給与も改めたこと
これによる初任給は 高校卒 12,400円
短大卒 13,600円 大学卒 16,100円

固定資産

課税台帳の縦覧は

法律の改正によって、昭和39年度の固定資産課税台帳の縦覧期間は、4月1日から20日までとされましたが、大館市では、この期間によらないで別に定める予定です。

なお、縦覧期間が決定すれば、公示や広報等でお知らせいたします。

市役所の執務開始時間は
4月から8時30分に

冬期間、市役所の執務開始時間を9時にしておりましたが、4月2日からは、8時30分（休休みは1時まで）になりますから、おまちがいのないようお知らせいたします。

4月1日は市制施行記念日のため、市役所は休みです

3月の広報のしおり

★3月20日は「春分の日」で、昼と夜の長さが同じになる日です。この日は、お彼岸の中日に当り、春らしい日ざしが感じられるようになります。

学生さんにとってはいよいよ春休み。宿題のないお休みなので、短くてもついのんびりしがちですから、家庭の用事などはどんどん頼みましょう。

また、進学・就職の方向も落ちつくときですが、自分の希望するところに進めなくとも、あの努力したいでどのようにでも開拓できるのですから、がっかりしている人がいたら、何とか力づけてあげることが必要です。

★雪どけ期にはいりましたが、近所の河川や水路が増水ではんらんする心配がありませんか。住居の安全をはかるためにも橋や堤防の状態を知っておくことが必要で、もし、危険な個所がありましたら消防署へご連絡ください。

おわび 先月号4ページの国民年金の記事中、70才になる方の生まれ年が「明治22年」になっておりましたが、「明治27年」の印刷ちがいでしたので、おわびして訂正いたします。